

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 1 月 18 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600846号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600334号

## 第1 結論

請求者のA社における平成19年7月13日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成19年7月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年7月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月13日

A社に勤務した期間のうち、請求期間の賞与の記録がない。賞与の振込みが確認できる預金通帳の写しを提出するので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者は請求期間にA社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、A社の同僚が保有する平成19年7月13日の賞与明細書により、当該同僚は、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間においてA社から15万円の賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年7月13日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600852号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600335号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和45年7月23日、喪失年月日を昭和48年9月30日に訂正し、昭和45年7月から昭和46年7月までの標準報酬月額を2万4,000円、同年8月から昭和47年9月までの標準報酬月額を4万5,000円、同年10月から昭和48年7月までの標準報酬月額を4万8,000円、同年8月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

昭和45年7月23日から昭和48年9月30日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年7月23日から昭和48年9月30日まで

A社C支社傘下のD事務所で事務担当の正社員として勤務した請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。給与から社会保険料が控除されていたので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録並びに請求者が記憶している複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録及び雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社本社及び同社C支社の厚生年金保険被保険者名簿により、請求期間の一部において同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が、勤務期間は特定できないが請求者は請求期間当時同社同支社傘下のD事務所で事務担当として勤務していた旨回答している。

一方、A社本社に係る厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者の生年月日とは異なるが、請求者の請求期間当時の氏名と同姓同名(漢字も同じ)で基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(資格取得年月日は昭和45年7月23日、資格喪失年月日は昭和48年9月30日)が確認できるところ、この記録と請求者の雇用保険の加入

記録は符合している。

また、請求者の基礎年金番号に収録されている年金記録によると、請求者がA社に入社する直前に勤めていた事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は昭和45年7月23日であり、上記A社に係る資格取得年月日は同日であることから、厚生年金保険被保険者記録と矛盾しない。

さらに、制度共通氏名索引照会回答票において、上記厚生年金保険被保険者記録の氏名及び生年月日と同一の被保険者記録は他に見当たらない。

加えて、請求者が記憶している上司及び同僚でA社本社及び同社C支社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる8人のうち、請求者と同じ事務担当または内勤として勤務していたとする3人については、同社本社の厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社本社の厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の未統合記録は、請求者の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、同社の事業主は、請求者が昭和45年7月23日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和48年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められる。

なお、昭和45年7月から昭和48年8月までの標準報酬月額については、上記厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和45年7月から昭和46年7月までを2万4,000円、同年8月から昭和47年9月までを4万5,000円、同年10月から昭和48年7月までを4万8,000円、同年8月を6万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600795号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600075号

## 第1 結論

昭和39年\*月から昭和41年3月までの請求期間及び昭和48年6月から同年10月までの請求期間については、定額保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和48年11月から昭和49年3月までの請求期間については、定額保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和49年4月から昭和63年8月までの請求期間、平成2年1月から平成3年3月までの請求期間及び平成8年4月から平成11年4月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和39年\*月から昭和41年3月まで  
② 昭和48年6月から昭和49年3月まで  
③ 昭和48年11月から昭和63年8月まで  
④ 平成2年1月から平成3年3月まで  
⑤ 平成8年4月から平成11年4月まで

請求期間①については、私が20歳となった昭和39年頃に、亡くなった母が、私の国民年金の加入手続を行い、自宅に来ていた集金人に私を含めた家族全員の国民年金保険料を納付してくれ、私が昭和41年4月に就職したときに、私は母から領収書が貼られた国民年金手帳を渡された。請求期間②以降については、私は、会社を退職後、昭和48年7月から同年10月まで海外に居住していたため、帰国後の昭和48年11月頃に預貯金を引き出し、昭和48年6月から同年10月までの国民年金保険料をまとめて納付し、その後の国民年金保険料については、60歳になるまで遅れることなく、付加保険料と併せて、集金人又は郵便局で納付していた。

昭和39年\*月から昭和41年3月までの期間及び昭和48年6月から同年10月までの期間については、未納期間となっているので定額保険料を納付した期間に記録を訂正し、昭和48年11月から昭和49年3月までの期間については、未納期間となっているので定額保険料及び付加保険料を納付した期間に記録を訂正し、昭和49年4月から昭和63年8月までの期間、平成2年1月から平成3年3月までの期間及び平成8年4月から平成11年4月までの期間については、定額保険料のみを納付した期間となっているので付加保険料を含めて納付した期間に記

録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者は、昭和42年7月1日及び昭和49年11月1日発行の2冊の国民年金手帳を所持しており、2冊の国民年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は相違していることから、請求者に対して、二度記号番号が払い出されたことが確認できる。昭和42年7月1日発行の国民年金手帳に記載された記号番号は、当該手帳の発行年月日及び当該手帳とともに請求者に送付されたと思われる「お知らせ」の記載内容から、昭和42年7月頃に払い出されたことと推認でき、昭和49年11月1日発行の国民年金手帳に記載された記号番号は、国民年金手帳記号番号払出票（昭和49年度大都市対策適用分）から、昭和49年11月1日に払い出されていることが確認できる。

また、請求者に対して、昭和42年7月頃に払い出された記号番号では、国民年金の被保険者資格を遡って昭和39年\*月\*日に取得し、昭和42年4月1日に喪失しており、その後の加入記録はなく、一方、昭和49年11月1日に払い出された記号番号では、国民年金の最初の被保険者資格取得日は、昭和48年6月18日となっている。

請求期間のうち、昭和39年\*月から昭和41年3月までの期間については、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、上記の二つの記号番号とは別の記号番号を確認することはできない上、請求者は、昭和39年にA市から送付された「国民年金被保険者資格取得届」となっている郵便往復はがきを所持しており、返信はがきは未使用のままであることから、請求者は、当該資格取得届を提出していないことが確認できるところ、前述のとおり、当該期間に係る請求者の記号番号は昭和42年7月頃に払い出されたことが推認できることから、請求者は、この頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、当該加入手続時点では、昭和39年\*月から昭和40年3月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。また、請求者は、当該加入手続時点で国民年金保険料を過年度納付することが可能であった昭和40年4月から昭和42年3月までの期間に係る「納付書・領収証書、領収控及び領収済通知書」（3枚複写）を所持しているが、これらに領収印は確認できない。

さらに、請求者は、昭和39年頃に、亡くなった母が請求者の国民年金の加入手続を行い、自宅に来ていた集金人に請求者を含めた家族全員の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、被保険者台帳管理簿によると請求者の母親、兄及び次姉の記号番号は昭和39年\*月頃に連番で払い出され、昭和39年\*月から昭和41年3月までの期間の国民年金保険料は納付済みであることが確認できるところ、請求者の記号番号は、前述のとおり昭和42年7月頃に払い出されたことと推認できることから、昭和39年頃に加入手続を行い、国民年金保険料と一緒に納付したとする請求者の主張と一致しない。

請求期間のうち、昭和48年6月から同年10月までの期間については、請求者は、昭和48年11月頃に預貯金を引き出し、国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、当該期間に係る請求者の加入手続は昭和49年11月頃に行われたと考えられ、加入手続前においては、国民年金保険料を納付することができない上、請求者が預貯金を引き出したとする金融機

関は、当時の取引記録は確認できないと回答しているほか、請求者は、納付金額及び納付場所の記憶が明確でない。

請求期間のうち、昭和48年11月から昭和49年3月までの期間については、請求者は、昭和48年11月以降の国民年金保険料は遅れることなく納付していたと主張しているが、前述のとおり加入手続前においては、国民年金保険料を納付することができないことから、付加保険料と併せて、遅れることなく国民年金保険料を納付していたとする請求者の主張と符合しない上、付加保険料は申出をした日の属する月以降の各月につき納付することができるのとされているところ、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から、請求者は、平成3年4月4日に付加保険料納付の申出を行ったことが確認でき、それ以前には付加保険料の申出を行ったことが確認できないことから、申出前の当該期間の付加保険料を納付することはできない。

請求期間のうち、昭和49年4月から昭和63年8月までの期間及び平成2年1月から平成3年3月までの期間については、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から、請求者は、前述のとおり平成3年4月4日に付加保険料納付の申出を行ったことが確認でき、申出前の当該期間の付加保険料を納付することはできない。

また、A市の国民年金保険料収納一覧表（以下「一覧表」という。）によれば、昭和54年度については確認できないものの、昭和49年4月から昭和54年3月までの期間、昭和55年4月から昭和63年8月までの期間及び平成2年1月から平成3年3月までの期間について、定額保険料のみが収納されていたことが確認できる。

請求期間のうち、平成8年4月から平成11年4月までの期間については、一覧表によれば、平成10年度及び平成11年度については確認できないものの、平成8年4月から平成10年3月までの期間について、定額保険料のみが収納されていたことが確認できるほか、平成9年1月以降は、基礎年金番号制度が導入され、年金記録における事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた期間であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の過誤が生じる可能性は低い。

そのほか、昭和39年\*月から昭和41年3月までの期間及び昭和48年6月から同年10月までの期間の定額保険料、昭和48年11月から昭和49年3月までの期間の定額保険料及び付加保険料、昭和49年4月から昭和63年8月までの期間、平成2年1月から平成3年3月までの期間及び平成8年4月から平成11年4月までの期間の付加保険料について、請求者及び請求者の母親が納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が昭和39年\*月から昭和41年3月までの期間及び昭和48年6月から同年10月までの期間の定額保険料、昭和48年11月から昭和49年3月までの期間の定額保険料及び付加保険料、昭和49年4月から昭和63年8月までの期間、平成2年1月から平成3年3月までの期間及び平成8年4月から平成11年4月までの期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600853号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600336号

### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年12月27日から平成元年4月25日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間においても継続して勤務していたので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できず、請求者を含む複数の従業員が社長として名前を挙げた者及び社会保険事務担当者として名前を挙げた者は既に亡くなっているため、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者を含む複数の従業員が、A社は、社長が亡くなった(昭和62年\*月)後、事実上閉鎖した旨陳述しているところ、同社は昭和63年3月1日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

さらに、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる従業員のうち、連絡先が判明した15人に照会したところ、10人から回答があったが、いずれの者からも、請求者が請求期間において同社に勤務していたことをうかがわせる回答を得ることができなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。